

届け!! 私たちの想い、



道路には危険が潜んでいる
車もバイクも自転車なども
愉しむ飲酒と楽しい運転
同時にするから悲しむ現実
飲むか飲まないは自己責任
運転させない思いやり
あなたの大切な人を想い
みんなで交通事故ゼロを
目指して頑張ろう!
失う恐ろしさを知る前に
私たちからのお願い

飲酒運転

仙台育英学園高等学校書道部

飲酒運転 しない! させない! 許さない!

令和6年12月宮城県飲酒運転根絶に関する条例改正
条例の対象が自転車にも拡大!

令和6年11月道路交通法改正
自転車の飲酒運転に対する罰則強化!



宮城県・宮城県警察

宮城県ホームページ内
「飲酒運転を根絶しましょう」





飲酒運転は凶悪な犯罪です

酒酔い運転

飲酒量にかかわらず、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で車両等(自動車、原動機付自転車、自転車など)を運転すること。

罰則 5年以下の懲役または
100万円以下の罰金

違反点数 35点 ▶ 免許取消

酒気帯び運転

アルコール濃度が呼気1リットル中に0.15mg以上で車両等を運転すること。

罰則 3年以下の懲役または
50万円以下の罰金

違反点数 13点 (0.15以上 0.25mg未満) ▶ 免許停止
25点 (0.25mg以上) ▶ 免許取消



運転者だけじゃない!

車両提供者

酒気を帯びていて飲酒運転をするおそれのある人に車両を提供することは、飲酒運転を助長する行為の中でも特に悪質な違法行為に当たり、飲酒運転をした運転者と「同罪」になります。



- 運転者が酒酔い運転をした場合
罰則 5年以下の懲役または
100万円以下の罰金
- 運転者が酒気帯び運転をした場合
罰則 3年以下の懲役または
50万円以下の罰金

酒類提供者

飲酒運転をするおそれのある人に酒類を提供することは、飲酒運転を助長する違法行為となります。
※処罰対象は飲食店や酒類販売などの営業者に限り、個人も対象となります。



- 運転者が酒酔い運転をした場合
罰則 3年以下の懲役または
50万円以下の罰金
- 運転者が酒気帯び運転をした場合
罰則 2年以下の懲役または
30万円以下の罰金

飲酒運転車両への同乗者

運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自己を運送するように要求・依頼し、飲酒運転をする車両に同乗することは、飲酒運転を容認する悪質な違法行為となります。



- 運転者が酒に酔っていることを知りながら、同乗した場合
罰則 3年以下の懲役または
50万円以下の罰金
- 運転者が酒気を帯びていることを知りながら、同乗した場合
罰則 2年以下の懲役または
30万円以下の罰金

「ハンドルキーパー運動」

にご協力ください!

ハンドルキーパーとは?

自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届ける運動です。



× 自転車の飲酒運転もダメ!

自転車・特定小型原動機付自転車の飲酒運転も、禁止されています。

自転車・特定小型原動機付自転車での飲酒運転をするおそれがある人に酒類を提供したりする行為も罰せられます。



ハンドルキーパー